

第 87 期 決 算 公 告

平成19年 6月22日

岩手県盛岡市内丸3番1号



株式会社 **東北銀行**
取締役頭取 浅沼 新

貸借対照表 (平成19年 3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	27,592	預 金	590,211
現 金	16,038	当 座 預 金	11,559
預 け 金	11,553	普 通 預 金	213,910
コ ー ル コ ー ト	15,800	貯 蓄 預 金	10,206
買 入 金 銭 債 権	0	通 知 預 金	2,244
商 品 有 価 証 券	51	定 期 預 金	329,534
商 品 国 債	51	定 期 積 金	15,361
有 価 証 券	116,252	そ の 他 の 預 金	7,394
国 債	47,607	借 用 金	1,533
地 方 債	3,298	借 入 金	1,533
社 債	41,454	社 債	1,200
株 式	8,607	そ の 他 負 債	1,990
そ の 他 の 証 券	15,283	未 払 法 人 税 等	49
貸 出 金	450,753	未 払 費 用	557
割 引 手 形	7,073	前 受 収 益	370
手 形 貸 付	56,943	給 付 補 て ん 備 金	6
証 書 貸 付	351,386	そ の 他 の 負 債	1,006
当 座 貸 越	35,348	退 職 給 付 引 当 金	2,411
外 国 為 替	166	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	172
外 国 他 店 預 け	154	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,291
買 入 外 国 為 替	0	支 払 承 諾	8,930
取 立 外 国 為 替	11	負 債 の 部 合 計	607,741
そ の 他 資 産	1,970	(純 資 産 の 部)	
前 払 費 用	10	資 本 金	8,233
未 収 収 益	870	資 本 剰 余 金	6,163
金 融 派 生 商 品	57	資 本 準 備 金	6,154
そ の 他 の 資 産	1,031	そ の 他 資 本 剰 余 金	8
有 形 固 定 資 産	8,447	利 益 剰 余 金	8,118
建 物	1,714	利 益 準 備 金	1,899
土 地	5,824	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,218
建 設 仮 勘 定	6	退 職 慰 労 積 立 金	149
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	902	別 途 積 立 金	4,713
無 形 固 定 資 産	409	繰 越 利 益 剰 余 金	1,355
ソ フ ト ウ ェ ア	405	自 己 株 式	47
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	3	株 主 資 本 合 計	22,466
繰 延 税 金 資 産	5,409	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	602
支 払 承 諾 見 返	8,930	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1
貸 倒 引 当 金	4,493	土 地 再 評 価 差 額 金	1,683
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,079
資 産 の 部 合 計	631,287	純 資 産 の 部 合 計	23,546
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	631,287

損益計算書 (平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		15,395
資	金 運 用 収 益	11,839	
	貸 出 金 利 息	10,413	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,046	
	コ ー ル 口 ー ン 利 息	152	
	預 け 金 利 息	220	
	そ の 他 の 受 入 利 息	6	
役	務 取 引 等 収 益	2,176	
	受 入 為 替 手 数 料	735	
	そ の 他 の 役 務 収 益	1,441	
そ	の 他 の 業 務 収 益	151	
	外 国 為 替 売 買 益	26	
	商 品 有 価 証 券 売 買 益	6	
	国 債 等 債 券 売 却 益	118	
	そ の 他 の 業 務 収 益	0	
そ	の 他 経 常 収 益	1,227	
	株 式 等 売 却 益	999	
	そ の 他 の 経 常 収 益	227	
経	常 費 用		13,899
資	金 調 達 費 用	1,022	
	預 金 利 息	770	
	借 入 金 利 息	42	
	社 債 利 息	16	
	そ の 他 の 支 払 利 息	192	
役	務 取 引 等 費 用	958	
	支 払 為 替 手 数 料	128	
	そ の 他 の 役 務 費 用	830	
そ	の 他 業 務 費 用	145	
	国 債 等 債 券 売 却 損	69	
	国 債 等 債 券 償 還 損	76	
営	業 経 常 費 用	9,292	
そ	の 他 経 常 費 用	2,480	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,214	
	貸 出 金 償 却 損	1,134	
	株 式 等 売 却 損	24	
	そ の 他 の 経 常 費 用	106	
経	常 利 益		1,496
特	別 利 益		104
	償 却 債 権 取 立 益	104	
特	別 損 失		181
	固 定 資 産 処 分 損	12	
	減 損 損 失	13	
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	145	
	そ の 他 の 特 別 損 失	10	
税	引 前 当 期 純 利 益		1,419
法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		265
法	人 税 等 調 整 額		324
当	期 純 利 益		829

(貸借対照表の注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	9年～30年
動 産	3年～20年
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権(要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く。)に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,190百万円であります。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理
11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
13. デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

14. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 27百万円

16. 関係会社の株式総額 3百万円

17. 関係会社に対する金銭債権総額 5,464百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 8,967百万円

19. 有形固定資産の圧縮記帳額 502百万円

20. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

21. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,876百万円、延滞債権額は13,701百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

22. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は369百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,937百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

24. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,885百万円であります。

なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、3,004百万円であります。

26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,073百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 4,653百万円

現金 6百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,245百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券28,737百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は42百万円、敷金は16百万円あります。

28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,195百万円

29. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。

30. 社債は、劣後特約付社債であります。

31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は990百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ990百万円減少しております。

32. 1株当たりの純資産額 248円12銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これによる1株当たりの純資産額への影響は軽微であります。

33. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、83百万円であります。

34. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下、38まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	51	0

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	1,000	972	27	-	27
地方債	1,818	1,788	30	-	30
社債	1,300	1,294	5	-	5
その他	3,500	3,421	78	3	81
合計	7,618	7,476	141	3	145

子会社・子法人等株式で時価のあるものはありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	7,050	7,835	784	968	183
債券	88,885	87,252	1,633	43	1,676
国債	48,020	46,607	1,413	4	1,418
地方債	1,500	1,480	20	0	21
社債	39,363	39,164	198	38	237
その他	11,930	11,734	195	99	295
合計	107,866	106,822	1,044	1,111	2,156

なお、上記の評価差額に繰延税金資産441百万円を加えた額602百万円が、「その他有価証券評価差額金」であります。

35. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

36. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	34,639	1,118	94

37. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 社債	990
子会社・子法人等株式 子会社・子法人等株式	3
その他有価証券 非上場株式等	817

38. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	541	62,629	11,213	17,976
国債	-	22,906	7,696	17,004
地方債	281	2,358	659	-
社債	260	37,364	2,857	972
その他	-	3,465	2,000	1,570
合計	541	66,095	13,213	19,547

39. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、148,707百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが142,239百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

40. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	3,665百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	974
減価償却損金算入限度超過額	390
有価証券償却否認額	140
その他有価証券評価差額金	441
その他	<u>278</u>
繰延税金資産小計	5,890
評価性引当額	<u>481</u>
繰延税金資産合計	5,409
繰延税金資産の純額	<u>5,409百万円</u>

41. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は23,547百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「退職慰労積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。

- (3) 総額で「繰延ヘッジ損失」及び「繰延ヘッジ利益」として「その他資産」及び「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

42. 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。

43. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当期末における必要額を計上しております。

従来、役員退職慰労金は支出時の費用として処理しておりましたが、当期より改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)を早期適用する方法に変更しております。この変更により、当期発生額27百万円は営業経費に計上し、過年度対応額145百万円については特別損失に計上しております。この結果、従来の方法に比較して、経常利益は27百万円、税引前当期純利益は172百万円減少しております。

なお、当中間期は従来の方法によっております。当中間期において、変更後の方法によった場合、経常利益は13百万円、税引前中間純利益は158百万円少なく計上されます。

44. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.20%

連結貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	27,813	預 金	586,727
コールローン及び買入手形	15,800	借 用 金	2,475
買 入 金 銭 債 権	0	社 債	1,200
商 品 有 価 証 券	51	そ の 他 負 債	4,305
有 価 証 券	116,267	退 職 給 付 引 当 金	2,411
貸 出 金	446,571	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	183
外 国 為 替	166	販 売 促 進 引 当 金	17
そ の 他 資 産	5,016	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,291
有 形 固 定 資 産	11,963	支 払 承 諾	8,930
建 物	1,801	負 債 の 部 合 計	607,543
土 地	5,855	（ 純 資 産 の 部 ）	
建 設 仮 勘 定	6	資 本 金	8,233
その他の有形固定資産	4,300	資 本 剰 余 金	6,163
無 形 固 定 資 産	410	利 益 剰 余 金	8,255
ソ フ ト ウ ェ ア	405	自 己 株 式	47
その他の無形固定資産	4	株 主 資 本 合 計	22,604
繰 延 税 金 資 産	5,635	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	602
支 払 承 諾 見 返	8,930	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1
貸 倒 引 当 金	5,269	土 地 再 評 価 差 額 金	1,683
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,079
		少 数 株 主 持 分	2,128
		純 資 産 の 部 合 計	25,812
資 産 の 部 合 計	633,355	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	633,355

連結損益計算書 (平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益		18,174
資 金 運 用 収 益	11,974	
貸 出 金 利 息	10,548	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,046	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	152	
預 け 金 利 息	220	
そ の 他 の 受 入 利 息	6	
役 務 取 引 等 収 益	2,619	
そ の 他 業 務 収 益	2,361	
そ の 他 経 常 収 益	1,218	
経 常 費 用		16,454
資 金 調 達 費 用	1,042	
預 金 利 息	768	
借 用 金 利 息	64	
社 債 利 息	16	
そ の 他 の 支 払 利 息	192	
役 務 取 引 等 費 用	978	
そ の 他 業 務 費 用	1,936	
営 業 経 費	9,806	
そ の 他 経 常 費 用	2,690	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,393	
そ の 他 の 経 常 費 用	1,296	
経 常 利 益		1,719
特 別 利 益		108
償 却 債 権 取 立 益	105	
そ の 他 の 特 別 利 益	3	
特 別 損 失		181
固 定 資 産 処 分 損	12	
減 損 損 失	13	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	145	
そ の 他 の 特 別 損 失	10	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,646
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		379
法 人 税 等 調 整 額		347
少 数 株 主 利 益		84
当 期 純 利 益		834

(連結財務諸表の作成方針)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 5社
会社名

東北ビジネスサービス株式会社
株式会社東北ジェーシーピーカード
東北保証サービス株式会社
とうぎん総合リース株式会社
東北銀ソフトウェアサービス株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

3 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 5社

4 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5 のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生年度に全額償却しております。

(連結貸借対照表の注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	9年~30年
動 産	3年~20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。
9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権(要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く。)に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,190百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理
----------	---
11. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。

12. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

13. デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

14. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

15. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 27百万円

16. 有形固定資産の減価償却累計額 17,991百万円

17. 有形固定資産の圧縮記帳額 502百万円

18. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,964百万円、延滞債権額は14,176百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は441百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,937百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,519百万円であります。

なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、3,004百万円であります。

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,073百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 4,653百万円

現金 6百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,245百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券28,737百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は42百万円、敷金は20百万円であります。

26. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,195百万円

27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。

28. 社債は、劣後特約付社債であります。

29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は990百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ990百万円減少しております。

30. 1株当たりの純資産額 249円57銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これによる1株当たりの純資産額への影響は軽微であります。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下、35まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	51	0

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	1,000	972	27	-	27
地方債	1,818	1,788	30	-	30
社債	1,300	1,294	5	-	5
その他	3,500	3,421	78	3	81
合計	7,618	7,476	141	3	145

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株 式	7,051	7,837	786	969	183
債 券	88,885	87,252	1,633	43	1,676
国 債	48,020	46,607	1,413	4	1,418
地方債	1,500	1,480	20	0	21
社 債	39,363	39,164	198	38	237
その他	11,930	11,734	195	99	295
合 計	107,867	106,824	1,042	1,113	2,156

なお、上記の評価差額に繰延税金資産441百万円を加えた額 601百万円のうち少数株主持分相当額1百万円を控除した額 602百万円が、「その他有価証券評価差額金」であります。

32. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

33. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	34,639	1,118	94

34. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 社 債	990
その他有価証券 非上場株式等	834

35. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債 券	541	62,629	11,213	17,976
国 債	-	22,906	7,696	17,004
地方債	281	2,358	659	-
社 債	260	37,364	2,857	972
その他	-	3,465	2,000	1,570
合 計	541	66,095	13,213	19,547

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、168,917百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが162,448百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	3,187百万円
年金資産(時価)	750
未積立退職給付債務	2,437
会計基準変更時差異の未処理額	-
未認識数理計算上の差異	25
未認識過去勤務債務(債務の減額)	-
連結貸借対照表計上額の純額	2,411
前払年金費用	-
退職給付引当金	2,411

38. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ、表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は23,685百万円であります。

(2) 総額で「繰延ヘッジ損失」及び「繰延ヘッジ利益」として「その他資産」及び「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

「動産不動産」中の「土地建物動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また「建設仮払金」については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

39. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年9月8日）が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結計算書類から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。

40. 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第21号平成18年9月8日）が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。

41. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末における必要額を計上しております。

従来、役員退職慰労金は支出時の費用として処理していましたが、当連結会計年度より改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）を早期適用する方法に変更しております。この変更により、当連結会計年度発生額38百万円は営業経費に計上し、過年度対応額145百万円については特別損失に計上しております。この結果、従来の方法に比較して、経常利益は38百万円、税金等調整前当期純利益は183百万円減少しております。

なお、当中間連結会計期間は従来の方法によっております。当中間連結会計期間において、変更後の方法によった場合、経常利益は13百万円、税金等調整前中間純利益は158百万円少なく計上されます。

42. 販売促進引当金は、連結子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

従来、カード会員に付与した交換可能ポイントの使用により発生する費用については、実際に使用された時点で費用処理していましたが、当連結会計年度より将来の費用負担見込額について販売促進引当金として計上する方法に変更しております。この変更は、交換可能ポイント制について発生主義の会計慣行が定着しつつあること及び期間損益の適正化と財務体質の健全化を図るためのもので、当連結会計年度末において交換可能ポイントの将来の使用見込額を合理的に算定できるようになったことによるものであります。この変更により、当連結会計年度において発生した費用負担見込額17百万円を営業経費に計上しております。この結果、従来の方法に比較して、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ17百万円減少しております。

なお、当中間連結会計期間は、実績率の算定に必要なデータが収集できなかったため、従来の方法によっております。当中間連結会計期間において当連結会計年度末における実績率に基づき販売促進引当金を計上した場合、営業経費は14百万円多く計上され、経常利益及び税金等調整前中間純利益は14百万円少なく計上されます。

43. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.85%

(連結損益計算書の注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益金額 9円76銭
3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却1,137百万円を含んでおります。
4. 「動産不動産処分損」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損」として表示しております。